

亀山市告示第135号

亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、亀山市民間保育所等保育環境改善等事業により利用児童にとっての保育環境の改善を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「亀山市民間保育所等保育環境改善等事業」とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号①に規定する障害児受入促進事業及び同号⑩に規定する保育環境向上等事業をいう。

2 この告示において「民間保育所等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所であって、国、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置したものをいう。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市民間保育所等保育環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、亀山市民間保育所等保育環境改善等事業（以下「保育環境改善等事業」という。）を実施する民間保育所等とする。

(補助金の額及び対象経費等)

第5条 補助金の額は、保育環境改善等事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が1,029,000円を超える場合は、

- 1, 029, 000円) とし、予算の範囲内において市長が定める。
- 2 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める経費とする。
 - (1) 障害児受入促進事業 障害児の受け入れに必要な改修等を行う経費
 - (2) 保育環境向上事業 工事請負費、原材料費、需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料（敷金を除く。）並びに備品購入費
- 3 保育環境向上事業を実施した民間保育所等は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して10年間、補助金の交付を受けることができない。
(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする民間保育所等は、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、障害児受入促進事業を実施する民間保育所等にあつては、障害児受入促進事業計画書（様式第1号）及び対象児童の特徴・事業の目的・得られる効果（様式第2号）を添付しなければならない。

- 2 民間保育所等は、保育環境改善等事業が完了したときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、障害児受入促進事業を実施した民間保育所等にあつては、障害児受入促進事業実績調書（様式第3号）を添付しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日以後に実施した保育環境改善等事業について適用する。

(亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 亀山市民間保育所等障がい児保育環境改善事業補助金交付要綱（平成26年亀山市告示第123号）は、廃止する。

様式第1号（第6条関係）

障害児受入促進事業計画書

民間保育所等の名称	対象障害児の受入開始（予定）年月日	支出（予定）経費（円）	実施事業内容
			1. 既存施設の改修費 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費

備考

- 1 「実施事業内容」は、該当する番号に○をすること。
- 2 改修又は修繕においては、施工前の写真を添付するとともに契約書、領収書その他関係書類を添付すること。
- 3 備品の購入においては、見積書、カタログ等を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

対象児童の特徴・事業の目的・得られる効果

民間保育所等の名称	改修・修繕工事名 又は備品名	対象児童の特徴・事業の目的・得られる効果	金額（円）

様式第3号（第6条関係）

障害児受入促進事業実績調書

民間保育所 等の名称	対象障害児の 受入開始年月 日	支出経費（円）	実施事業内容
			1. 既存施設の改修費 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費

備考

- 1 「実施事業内容」は、該当する番号に○をすること。
- 2 改修又は修繕においては、施工後の写真を添付するとともに契約書、領収書その他関係書類を添付すること。
- 3 備品の購入においては、納品書、領収書その他関係書類を添付すること。